

平成 28 年 12 月 15 日

内閣府 食品安全委員会 事務局長 殿

独立行政法人国民生活センター
商品テスト部長



「容器入り及び生成器で作る、飲む『水素水』」について（情報提供）

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。国民生活センターの業務につきましては、日ごろよりご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当センターでは今回、「容器入り及び生成器で作る、飲む『水素水』」をテーマにテストを行ったところ、別紙（12 月 15 日公表資料）の内容で結果がまとまりましたので情報提供いたします。

なお、要望・情報提供は下記の行政機関・関係機関に対して行ったことをあわせてお伝えします。

記

1) 要望先

消費者庁 表示対策課

厚生労働省 医薬・生活衛生局 監視指導・麻薬対策課長

2) 情報提供先

消費者庁 消費者安全課長

内閣府 消費者委員会事務局

厚生労働省 医薬・生活衛生局 医療機器審査管理課

国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所

公益社団法人 日本通信販売協会